法　律

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十一号

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律

（航空法の一部改正）

第一条　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「登録」を「航空機の登録」に、「第九章　無人航空機（第百三十二条―第百三十二条の三）」を「第九章　無人航空機（第百三十二条―第百三十二条の三）」に、「第一節　無人航空機の登録（第百三十一条の三―第百三十一条の十四）」を「第一節　無人航空機の登録（第百三十一条の三―第百三十一条の十四）」に、「第二節　無人航空機の飛行（第百三十二条―第百三十二条の三）」を「第二節　無人航空機の飛行（第百三十二条―第百三十二条の三）」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　航空機の登録

第三十九条第一項第一号中「第四十七条第一項」を「第三号」に改め、「。第三号において同じ。」を削り、同項第三号中「第四十七条第一項の保安上の基準」を「第四十七条第二項に規定する機能確保基準（空港にあつては、当該機能確保基準及び基本方針）」に改める。

第四十七条第一項中「保安上の基準（空港にあつては、当該基準及び基本方針）」を「空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項の基準」を「機能確保基準」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の基準（以下「機能確保基準」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　第三十九条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項

二　施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項

三　施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項

四　自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項

五　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十一条第四項に規定する措置並びに同条第五項において準用する同条第一項及び第二項に規定する措置に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が施設の機能の確保のために必要と認める事項

第四十七条の二の見出し及び同条第一項中「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に改め、同条第二項中「空港保安管理規程は、前条第一項の保安上の基準」を「空港機能管理規程は、機能確保基準」に、「保安を」を「機能を」に改め、同条第三項中「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に改める。

第四十七条の三第一項中「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に改める。

第四十八条ただし書及び第四号中「第四十七条第一項の保安上の基準」を「機能確保基準」に改める。

第五十五条の二第二項中「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に改める。

第九章中第百三十二条の前に次の一節及び節名を加える。

第一節　無人航空機の登録

（登録）

第百三十一条の三　国土交通大臣は、この節で定めるところにより、無人航空機登録原簿に無人航空機の登録を行う。

（登録の一般的効力）

第百三十一条の四　無人航空機は、無人航空機登録原簿に登録を受けたものでなければ、これを航空の用に供してはならない。ただし、試験飛行を行うことにつきあらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

（登録の要件）

第百三十一条の五　無人航空機のうちその飛行により航空機の航行の安全又は地上若しくは水上の人若しくは物件の安全が著しく損なわれるおそれがあるものとして国土交通省令で定める要件に該当するものは、登録を受けることができない。

（登録を受けていない無人航空機の登録）

第百三十一条の六　登録を受けていない無人航空機の登録は、所有者の申請により無人航空機登録原簿に次に掲げる事項を記載し、かつ、登録記号を定め、これを無人航空機登録原簿に記載することによつて行う。

一　無人航空機の種類

二　無人航空機の型式

三　無人航空機の製造者

四　無人航空機の製造番号

五　所有者の氏名又は名称及び住所

六　登録の年月日

七　使用者の氏名又は名称及び住所

八　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2　国土交通大臣は、申請者に対し、前項の規定による申請の内容が真正であることを確認するため必要な無人航空機の写真その他の資料の提出を求めることができる。

3　国土交通大臣は、第一項の登録をしたときは、申請者に対し、登録記号その他の登録事項を国土交通省令で定める方法により通知しなければならない。

（登録記号の表示等の義務）

第百三十一条の七　前条第一項の登録を受けた無人航空機（以下「登録無人航空機」という。）の所有者は、同条第三項の規定により登録記号の通知を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく当該無人航空機に当該登録記号の表示その他の当該無人航空機の登録記号を識別するための措置を講じなければならない。

2　登録無人航空機には、前項に規定する措置を講じなければ、これを航空の用に供してはならない。ただし、第百三十一条の四ただし書の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

（登録の更新）

第百三十一条の八　第百三十一条の六第一項の登録は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　第百三十一条の六第二項及び第三項の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（使用者の整備及び改造の義務）

第百三十一条の九　登録無人航空機の使用者は、登録無人航空機の整備をし、及び必要に応じ改造をすることにより、当該登録無人航空機を第百三十一条の五の規定により登録を受けることができないもの又は第百三十一条の七第一項に規定する措置が講じられていないものとならないように維持しなければならない。